

諫早市選挙管理委員会会議録（第3回）

開催日時	平成27年2月16日（月） 午前9時30分	
開催場所	諫早市東小路町7番1号 諫早市役所7階 会議室7-1	
出席者	委員	古川委員長 宮崎委員 大島委員 石田委員
	書記	中道書記長 船岡次長
会 議（付議事件）		
開会宣言	午前9時30分 古川委員長	
議案番号	事 件 名	採 決
議案第5号	投票所の場所の決定について	原案のとおり可決
議案第6号	期日前投票所の場所の決定について	原案のとおり可決
議案第7号	投票所開閉時刻の繰上げの決定について	原案のとおり可決
議案第8号	不在者投票用紙等の交付場所等の決定について	原案のとおり可決
議案第9号	投票記載所等に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定について	原案のとおり可決
議案第10号	不在者投票用紙等の郵送開始日の決定について	原案のとおり可決
議案の審議過程における質疑、意見等	<p>Q 投票記載所に掲示する候補者氏名の掲載順序はくじで行うことになっているが、ポスター掲示場にポスターを貼る順番はどうやって決めるのか。</p> <p>A 立候補者の届出受付を告示日（4月3日）の午前8時30分から行うが、その受付順がポスターを貼る順番となる。</p>	

<p>報告事項、意見 など</p>	<p>○ 衆議院議員総選挙執行上の誤りに対する職員の処分について 衆議院議員総選挙において、二重投票の発生や県への報告数値の度重なる訂正等選挙事務の不手際が生じたことに関し、事務局職員の処分について論議がなされた。地方公務員法に基づき、責任の重さや関与の度合いにより各職員の処分内容が決定され、委員長から職員に処分書の交付等により処分がなされた。</p> <p>○ その他 衆議院議員総選挙において度重なる選挙事務の不手際が生じたこともあり、県選管から市選管に、今後の統一地方選挙等の執行に当たっては市長部局とも連携し厳正な管理執行と選挙の信頼維持に全力を尽くすよう促す文書（1月28日付、県選管委員長名）が届いており、委員会として非常に重く受け止めなければならない旨の報告が委員長からなされた。</p> <p><次回の委員会開催> ○ 3月2日（月）13：30～</p>
<p>閉会宣言</p>	<p>午前10時28分</p>